

草津市地球温暖化対策推進本部設置要綱の一部を改正する要綱
草津市地球温暖化対策推進本部設置要綱（平成19年草津市告示第90号）の一部
を次のように改正する。

第3条第2項中「所管の副市長」を「市長」に改め、同条第3項中「環境経済部長」
を「所管の副市長」に改め、同条第4項中「(市長、副市長および教育長を除く。)」を
「(市長および所管の副市長を除く。)」に改める。

第4条第2項中「(平成18年草津市訓令第2号)」を削る。

付 則

この要綱は、令和3年 月 日から施行する。